

平成25年3月26日  
総合評価方式の活用・改善等による  
品質確保に関する懇談会

資料4

# 多様な発注方式の導入・普及に関する検討

---

**(1) 段階選抜方式の試行**

**(2) 技術者ヒアリングの試行**

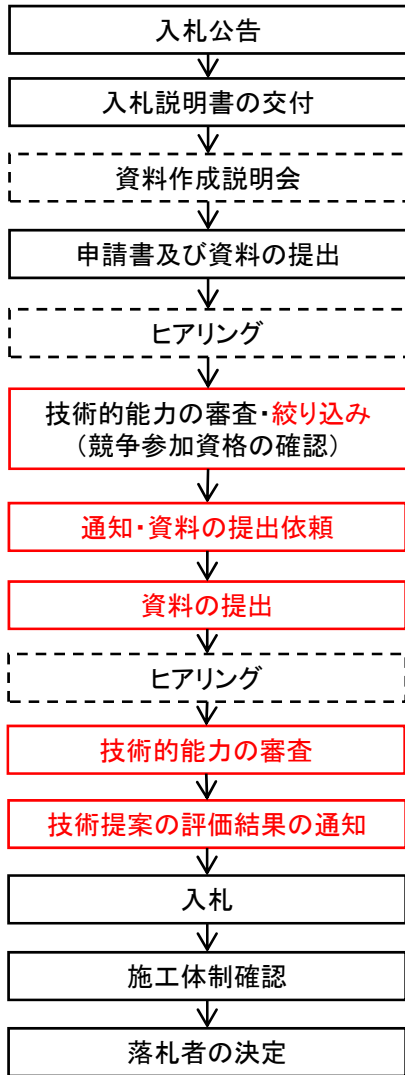
**(3) 下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行**

**(4) 若手技術者評価型試行工事の検討**

# (1) 段階選抜方式の試行状況①

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、平成24年度(3月1日時点)に総合評価落札方式における段階選抜方式を74件試行している。

## 段階選抜方式を採用したフロー



①絞り込みの方法  
評価点上位5者  
あるいは10者  
②絞り込みの項目  
企業・技術者の能力等

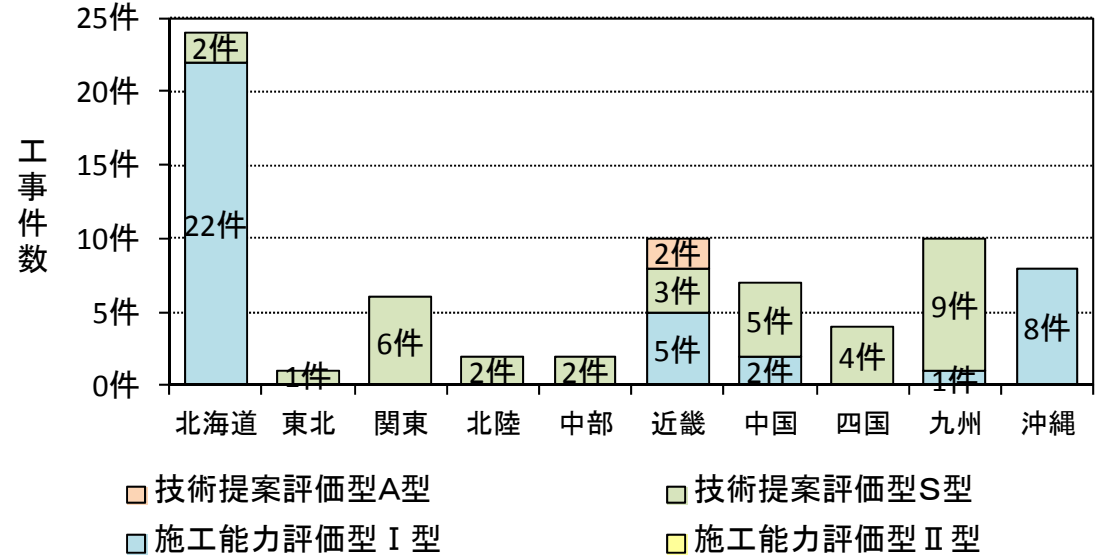


図 段階選抜方式の地方整備局等別 試行件数

※) 段階選抜方式の試行工事のうち、従来方式のタイプ名称で発注している工事は新方式のタイプ名称に読み替えて整理している。(P3~P4も同様)  
〔簡易型・標準II型→施工能力評価型I型、標準I型→技術提案評価型S型〕

# (1) 段階選抜方式の試行状況②

- 新方式におけるタイプ別試行件数は、施工能力評価 I 型が38件、技術提案評価S型が34件、技術提案評価A型が2件となっている。
- 段階選抜方式の試行件数を工事種別に整理すると、施工能力評価型・技術提案評価型ともに一般土木に対して段階選抜方式が多く適用されている。

〔タイプ別試行件数〕

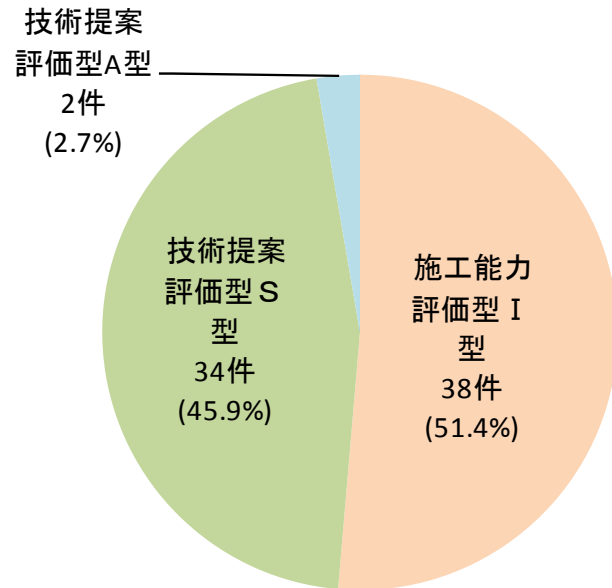


図 試行件数(タイプ内訳)

〔工事種別試行件数〕

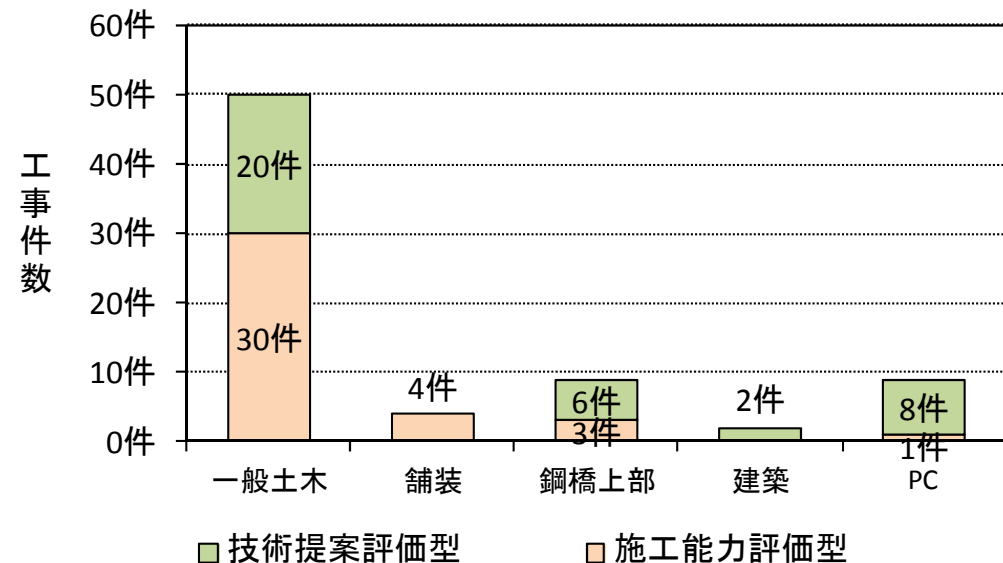


図 工事種別 試行件数

※)「一般土木」における主な工事内容は以下のとおりである。  
 ・施工能力評価型: 土工事、橋梁下部工事、道路改良工事 等  
 ・技術提案評価型: トンネル工事、函渠工事、道路改良工事 等

# (1)段階選抜方式の試行状況③

- 試行工事においては、選抜予定者数を5者～10者に設定している。
- いずれの工事種別・ランクにおいても、事前に設定した「選抜予定者数」に対して概ね2倍程度の「参加希望者数」となっている。

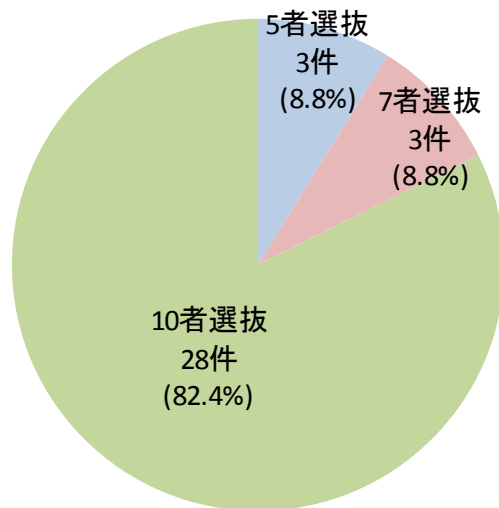


図 試行工事における選抜予定者数  
(技術提案評価型S型34件を対象)

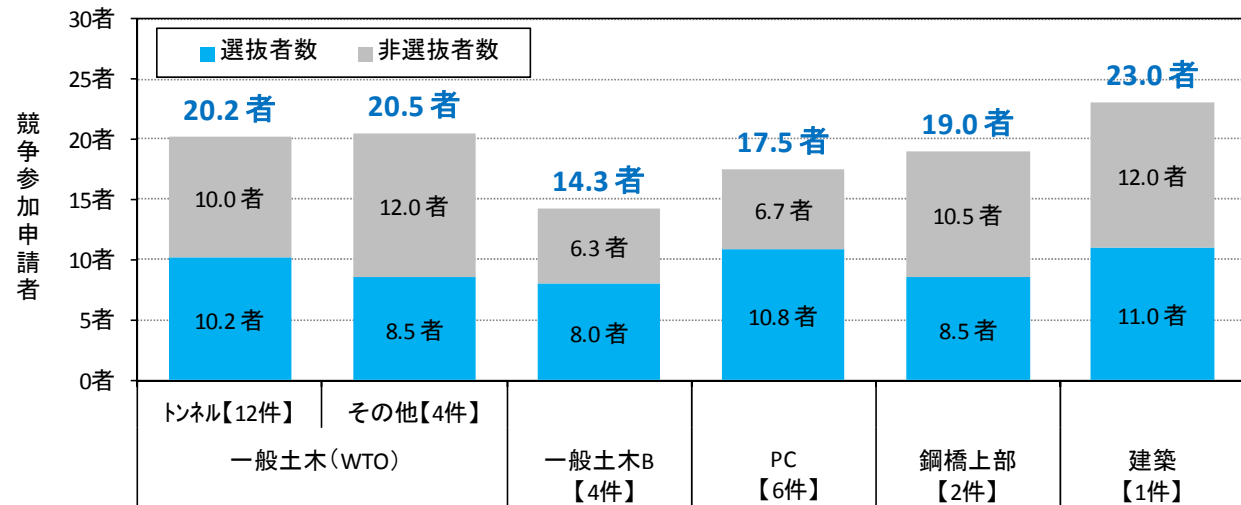


図 試行工事における競争参加申請者数  
(技術提案評価型S型のうち、一次審査が完了した29件を対象)

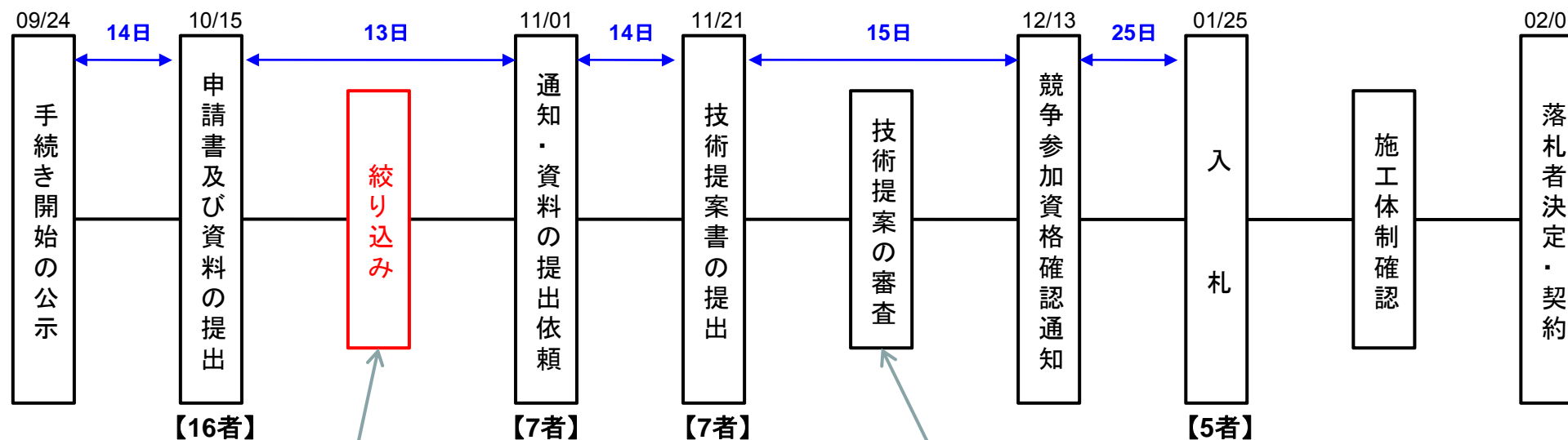
# (1)段階選抜方式の試行事例①

## ○工事概要

工事名	中部横断常葉川橋他上部工事						地整	関東地整	
工種	鋼橋上部	WTO	○	総合評価	技術提案評価型(S型)	公告日	H24.09.24	契約日	H25.02.08
主な工事内容	鋼橋上部(本線橋4橋+ランプ橋5橋)、工場製作 約3,000t、合成床版 約6,000㎡、RC床版 約4,000㎡								

## ○手続きの流れ

※期間:土日・祝日含まず



1段階目の 評価項目詳細 (選抜者数: 上位7者)	企業の施工能力 (20点)	施工実績(4+4+2点)、工事成績 (10点)
	配置予定技術者 の能力(20点)	施工経験(4+4+2点)、工事成績 (10点)

2段階目の 評価項目詳細	VE提案(30点)	現場打ちコンクリート養生時に係 わる具体的な品質管理
	工事全般の施工 計画(30点)	山麓地形上での架設作業の具体 的な安全管理(上八木沢川橋及 びA1, C, Dランプ橋)

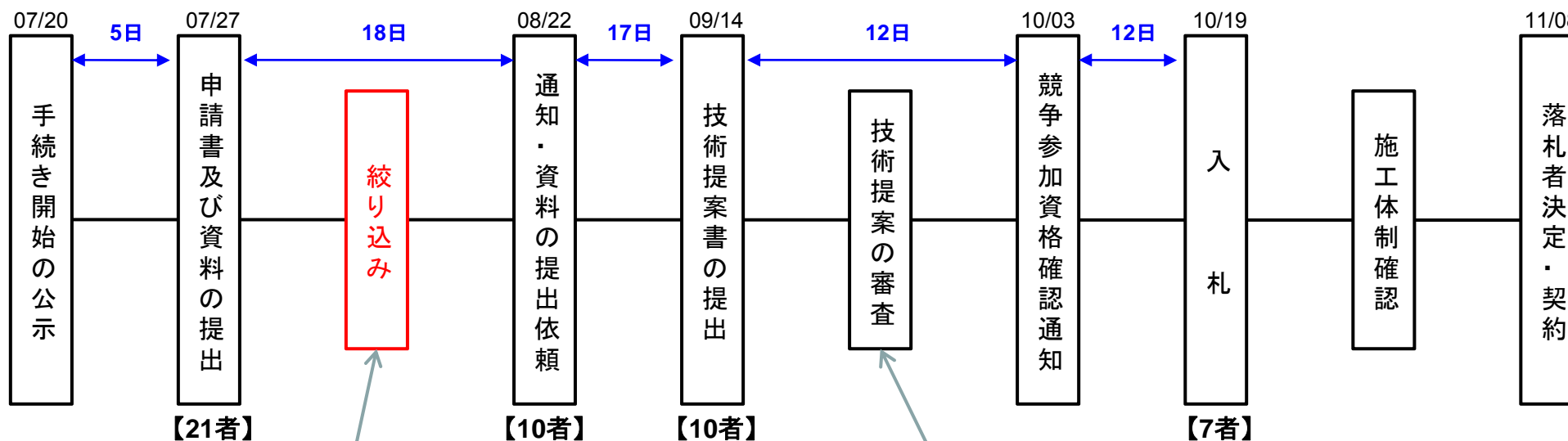
# (1)段階選抜方式の試行事例②

## ○工事概要

工事名	平成24年度 23号蒲郡BP清田道路建設工事							地整	中部地整
工種	一般土木	WTO	非	総合評価	技術提案評価型(S型)	公告日	H24.07.20	契約日	H25.11.08
主な工事内容	コンクリート 約120m3								

## ○手続きの流れ

※期間:土日・祝日含まず



1段階目の 評価項目詳細 (選抜者数: 上位10者)	企業の能力 (15点)	工事实績(4点)、工事成績(4点)、 表彰(2点)、ICT(1点)、災害活 動(3+2点)
	配置予定技術者 の能力(15点)	工事实績(6点)、工事成績(6点)、 表彰(3点)、CPD(1点)
	その他	マイナス評価

2段階目の 評価項目詳細 (ヒアリング係数: 1.0~0.0)	企業の能力(15点)	(一次審査と同内容)
	配置予定技術者 の能力(15点)	(一次審査と同内容)
	技術提案(30点)	施工期間中の周辺地域への 環境対策
	その他	マイナス評価

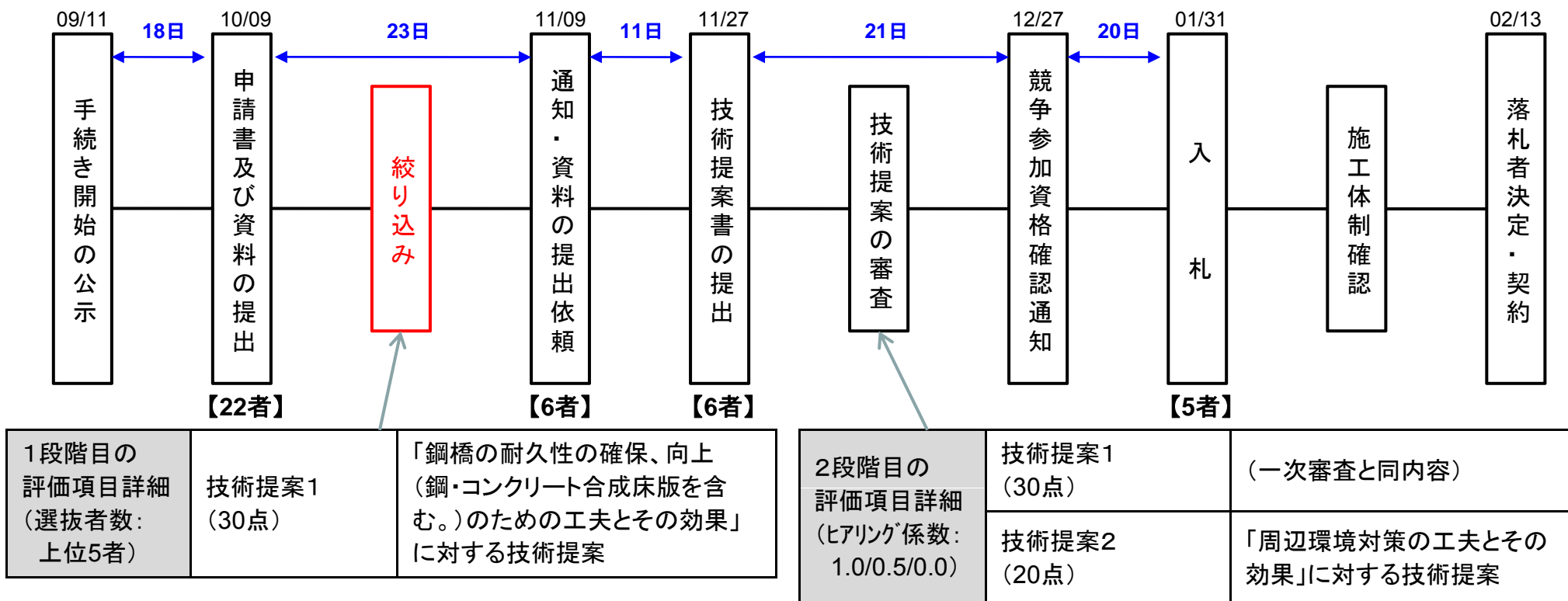
# (1)段階選抜方式の試行事例③

## ○工事概要

工事名	近畿自動車道紀勢線左会津川橋上部工事						地整	近畿地整	
工種	鋼橋上部	WTO	○	総合評価	標準型(I型)	公告日	H24.09.11	契約日	H25.02.13
主な工事内容	工事延長L=445.5m、鋼10径間連続合成2主鈹桁橋(L=438m)								

## ○手続きの流れ

※期間:土日・祝日含まず





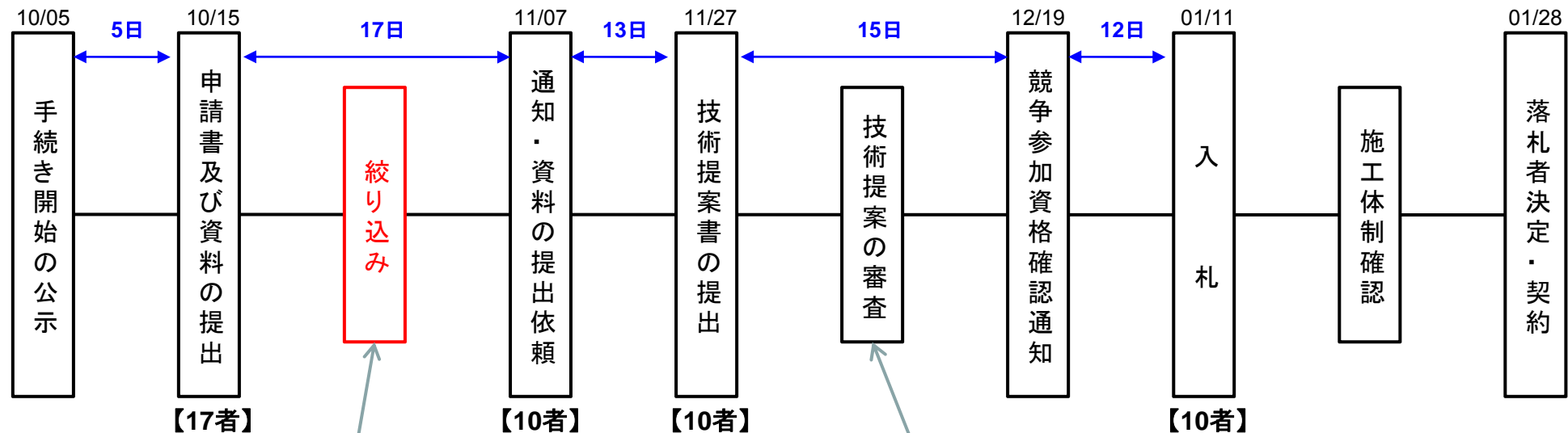
# (1)段階選抜方式の試行事例④

## ○工事概要

工事名	福岡322号 八丁峠道路トンネル(嘉麻側)新設工事						地整	九州地整	
工種	一般土木	WTO	○	総合評価	技術提案評価型(S型)	公告日	H24.10.05	契約日	H25.01.28
主な工事内容	トンネル(NATM L=2,716m w=7.5m)								

## ○手続きの流れ

※期間:土日・祝日含まず



1段階目の 評価項目詳細 (選抜者数: 上位10者)	企業の施工実績 (15点)	工事实績(6点)、工事成績(6点)、 表彰(3点)	2段階目の 評価項目詳細 (ヒアリング係数: 1.0/0.5/0.0)	技術提案1 (30点)	覆工コンクリートの品質確保・出 来形に関する工夫
	配置予定技術者 の能力(15点)	工事实績(6点)、工事成績(6点)、 表彰(3点)		技術提案2 (30点)	周辺環境対策の工夫

## (2) 技術者ヒアリングの試行状況

### (1) 試行件数

- 段階選抜方式の試行工事のうち、技術者ヒアリングを行っている工事の件数は、施工能力評価型で19件、技術提案評価型S型で21件の計40件である。  
特に、施工能力評価型I型と技術提案評価型S型においては、段階選抜方式を試行した工事の約半数で技術者ヒアリングを実施している。
- 整備局別では、「北海道」が施工能力評価型で14件、「九州」が技術提案評価型で9件、「近畿」が施工能力評価型5件と技術提案評価型3件の計8件で試行しており、件数が多い。

〔技術者ヒアリングの試行件数〕

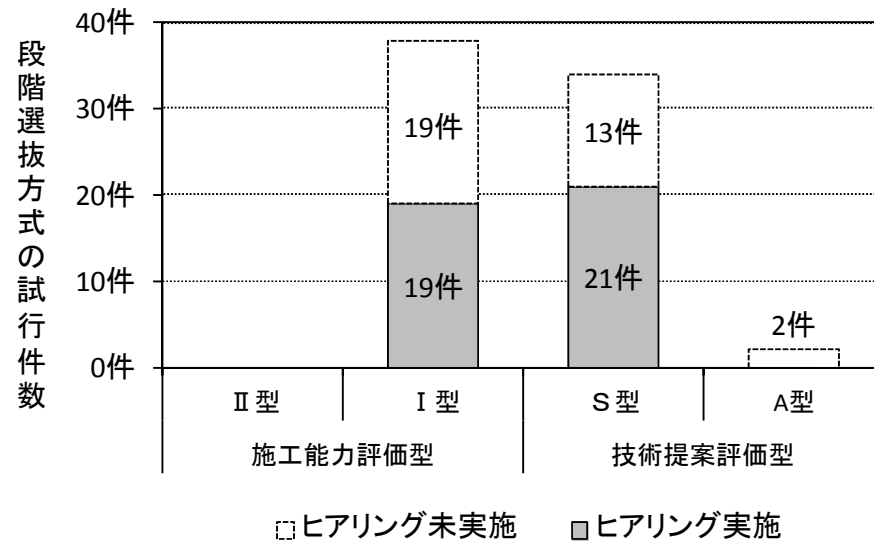


図 技術者ヒアリングの試行件数  
(段階選抜方式を併用)

〔整備局別試行件数〕

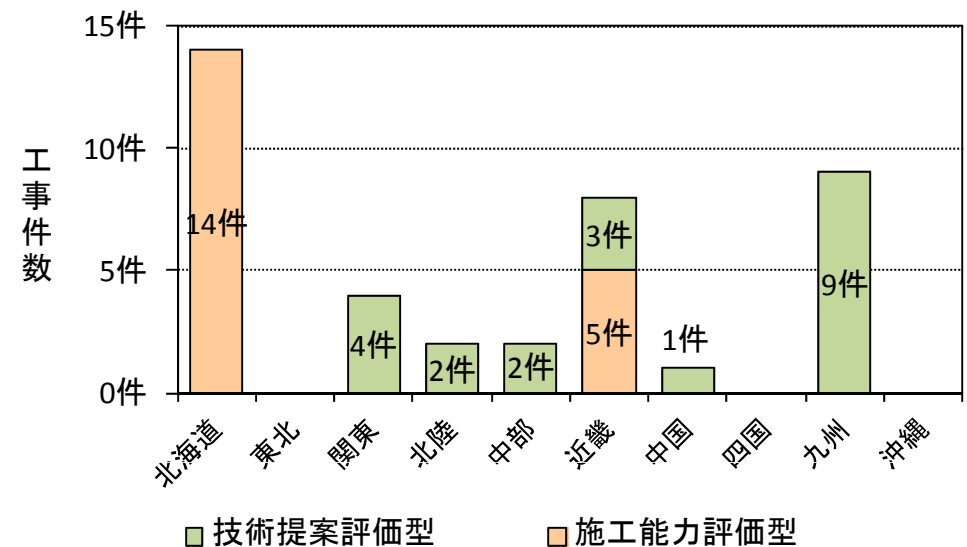


図 地方整備局等別 試行件数

※1 段階選抜方式の試行工事のうち、従来方式のタイプ名称で発注している工事は新方式のタイプ名称に読み替えて整理している。

[簡易型・標準II型→施工能力評価型I型、標準I型→技術提案評価型S型]

※2 近畿地方整備局において技術者ヒアリングを試行している技術提案評価型の5件には、技術提案評価型A型が2件含まれている。

# (2) 技術者ヒアリングの試行状況

## (2) 試行事例

### ① ヒアリング事例1 (鋼橋上部工事：非WTO案件)

#### [ヒアリングの実施方法]

ヒアリング方法	ヒアリング対象社	11社
	対象技術者	1名(配置予定監理技術者:複数の監理技術者候補で申請があった場合は、全員に対して実施しその最低点者の得点で係数を付与)
	審査の視点	監理能力、技術提案の理解度
	審査官	3名(特定道路工事対策官及び工事担当課、審査担当課(いずれも補佐・専門官クラス))
	時間	20分/1者 ( ・監理能力:説明5分・質疑応答5分 ・技術提案の理解度:説明5分、質疑応答:5分 )
点数化方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前に用意した着眼点ごとに各審査官が「○」、「×」で判断し、集計した上でヒアリング係数を設定</li> <li>● ヒアリング係数は、3段階(1.0/0.5/0.0)</li> </ul>	

#### [ヒアリング・技術評価の結果]

業者名	標準点	加算点									施工体制評価点	技術評価点
		技術者の能力				企業の能力	技術提案			その他		
		施工実績		成績等	加算点							
加算点(A)	ヒアリング係数(B)	ヒアリング後加算点(=A*B)	成績等		企業の能力	加算点(C)	ヒアリング係数(D)	ヒアリング後加算点(=C*D)	その他			
A社	100	6	1.000	6.000	8	11.6	24	1.000	24.000	2	30	181.600
B社	100	6	1.000	6.000	1	8.4	30	1.000	30.000	2	30	177.400
C社	100	6	1.000	6.000	4.3	9.4	24	1.000	24.000	2	30	175.700
D社	100	6	1.000	6.000	7	8.6	21	1.000	21.000	2.5	30	175.100
E社	100	6	1.000	6.000	6.6	9.4	24	1.000	24.000	2	30	178.000
F社	100	6	1.000	6.000	5.6	6.4	24	1.000	24.000	3	30	175.000
G社	100	3	0.500	1.500	4.6	8.8	21	1.000	21.000	1	30	166.900
H社	100	3	1.000	3.000	5.6	9.8	24	1.000	24.000	2	30	174.400
I社	100	6	1.000	6.000	6	8.4	[24.0]	—	—	2	—	無効
J社	100	3	1.000	3.000	5.3	7.8	[21.0]	—	—	2	—	無効
K社	100	6	1.000	6.000	7	8.2	[15.0]	—	—	1	—	無効

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

## (2) 技術者ヒアリングの試行状況

### ① ヒアリング事例1（鋼橋上部工事：非WTO案件）【つづき】

〔ヒアリング対象社の意見等〕

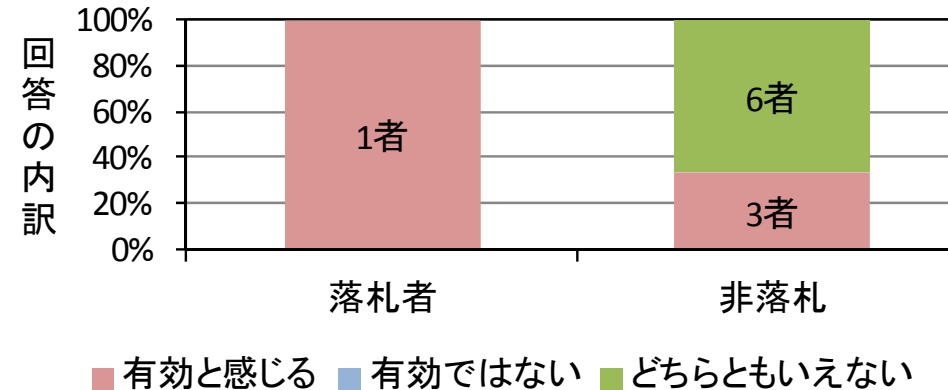


図 ヒアリング実施の有効性(アンケート結果:ヒアリング対象社10者)

#### 「有効と感じる」と回答したヒアリング対象社の意見

- ヒアリングの時間・内容ともに適切であったと判断する。また、文章で表わしにくい内容を口頭で説明することができた。
- 実際に現場に常駐する技術者の能力を評価に反映できるので、好ましいシステムであると思う。
- 面談頂くことにより、本当の技術力が確認できるのでたいへん良いと思う。  
また、技術提案書は限られた紙面の中で記載するため、伝えきれない内容を説明させて頂く機会となり良いと感じた。
- 社内的に配置予定技術者と事前に協議することで、工事及び提案の実現性が高まる。また、配置予定技術者の理解度も増す。

#### 「どちらともいえない」と回答したヒアリング対象社の意見

- 一次審査をクリアできる可能性の高い技術者はヒアリング時に他工事に従事中であり、ヒアリングのための現地調査、資料作成等の時間を確保することが非常に困難であった。
- 提案内容についての説明であれば技術者でなく、提案者も同席すればよいのではないか。
- 配置予定技術者は工事实績、技術提案ともに理解しているので、差がつかないのではないか。

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

## (2) 技術者ヒアリングの試行状況

### ② ヒアリング事例2 (トンネル工事: WTO案件)

#### 〔ヒアリングの実施方法〕

ヒアリング方法	ヒアリング対象社	10社
	対象技術者	1名(配置予定監理技術者:複数の監理技術者候補で申請があった場合は、1名を選定し実施)
	審査の視点	技術提案の理解度
	審査官	3名(局の係長以上)
	時間	50分/1者 ( 説明20分、質疑応答:30分 ※ただし、技術提案項目数10に要する時間 )
点数化方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリング実施後、各評価者の採点を多数決で決定</li> <li>● ヒアリング係数は、3段階(1.0/0.5/0.0)</li> </ul>

#### 〔ヒアリング・技術評価の結果〕

業者名	標準点	加算点 技術提案			施工体制評価点	技術評価点
		加算点(A)	ヒアリング係数(B)	ヒアリング後加算点(=A*B)		
A社	100	48	1.000	48.000	30	178.000
B社	100	54	1.000	54.000	30	184.000
C社	100	48	1.000	48.000	30	178.000
D社	100	48	1.000	48.000	30	178.000
E社	100	51	1.000	51.000	30	181.000
F社	100	—	1.000	—	—	無効
G社	100	45	1.000	45.000	30	175.000
H社	100	51	1.000	51.000	30	181.000
I社	100	51	1.000	51.000	30	181.000
J社	100	48	1.000	48.000	30	178.000

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

## (2) 技術者ヒアリングの試行状況

### ② ヒアリング事例2 (トンネル工事: WTO案件) 【つづき】

〔ヒアリング対象社の意見等〕

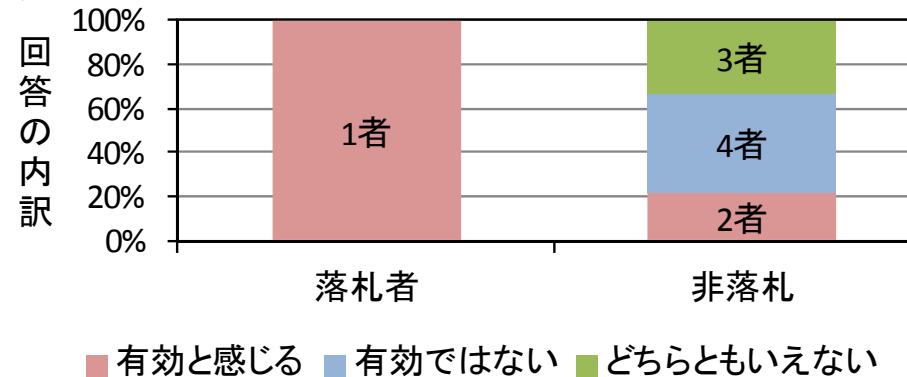


図 ヒアリング実施の有効性(アンケート結果:ヒアリング対象社10者)

#### 「有効と感じる」と回答したヒアリング対象社の意見

- 二次審査での配置予定技術者による提案書説明及びヒアリングは理想的な制度ではあるが、提案書作成時からの参画やヒアリング時の評価は、技術者への大きな負担となるとともに、評価結果によっては個人に負わせる責任としては大きすぎるのではないか。

#### 「有効ではない」と回答したヒアリング対象社の意見

- 今回の案件ではヒアリングによる点差がついていないので有効とは思えない。技術者ヒアリング評価を技術提案への影響がある係数とするのではなく、施工体制評価点などに加えられる独立した加算点にして欲しい。
- 結局は第一印象やプレゼン能力などで差を付けてしまうことになると思われる。  
また、技術者の監理能力を量るのにはヒアリング時間が少ない。現場はバックアップ体制など会社全体の力で運営するため、短時間の個人へのヒアリングだけで判断することは困難と考えられる。

#### 「どちらともいえない」と回答したヒアリング対象社の意見

- 技術者ヒアリングで何を求めているのかが漠然としており判断ができない。  
監理技術者の監理能力に関して、ヒアリングを行うことは有効であると思う。しかし、技術提案は必ずしも配置予定技術者本人が作成するわけではなく、各社の他の技術者が作成することもあるため、理解度を確認することが有効だとは思わない。ただし、施工を本当に実施するのであれば、当然、理解する必要があると思う。

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

## (2) 技術者ヒアリングの試行状況

### ③ ヒアリング事例3 (函渠工事: WTO案件)

#### 〔ヒアリングの実施方法〕

ヒアリング方法	ヒアリング対象社	7社
	対象技術者	1名(配置予定監理技術者:複数の監理技術者候補で申請があった場合は、一次審査評価点の最低点者)
	審査の視点	技術者の専門技術力、当該工事の理解度、工事全般の施工計画
	審査官	5名(職員5名(総括技術検査官、技術検査官、発注担当課長、担当事務所副所長等))
	時間	45分/1者
点数化方法	● 複数のヒアリング審査官が理解度・認識度合いに基づき採点し、その得点率を算出した上で1位に1.0を付与(ヒアリング係数=採点平均÷満点)→採点1位に1.0	

#### 〔ヒアリング・技術評価の結果〕

業者名	標準点	技術提案	加算点			施工体制評価点	技術評価点
			工事全般の施工計画				
			加算点(A)	ヒアリング係数(B)	ヒアリング後加算点(=A*B)		
A社	100	23	15	0.666	9.990	30	162.990
B社	100	23	15	0.800	12.000	30	165.000
C社	100	15	30	0.816	24.480	30	169.480
D社	100	30	30	1.000	30.000	30	190.000
E社	100	30	15	0.700	10.500	30	170.500
F社	100	23	23	0.683	15.709	30	168.709
G社	—	—	—	—	—	—	辞退

#### 〔ヒアリング対象社の意見〕

- 本地整では、ヒアリング結果に基づき係数を細分化して付与しているが、審査官の理解度が非常に高く、かつ十分な時間を確保して技術的な内容に踏み込んだ質問がなされている。このような発注者側の体制で評価された結果であれば、ヒアリング係数に差が付けられても納得することはできる。
- 発注者側の5名の審査官に対して、配置予定技術者が1名のみで回答することとなり、個人に対する負担が大きい。
- 回答可能な技術者は、「配置予定技術者」のみでも良いが、社内への水平展開が円滑に行えるよう、何名かの技術者を同席させてほしい。

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

## (2) 技術者ヒアリングの試行状況

### ④ ヒアリング事例4 (トンネル工事: WTO案件)

#### 〔ヒアリングの実施方法〕

ヒアリング方法	ヒアリング対象社	8社
	対象技術者	最大2名 (配置予定監理技術者及び必要に応じ、説明補助者: 複数の監理技術者候補で申請があった場合は、当該工事において最も配置の可能性が大と想定される技術者とし、受注した際、異なる技術者を配置した場合においてもペナルティ等の措置は行わない。)
	視点	技術提案の理解度 (理解度、効果、実現性の3項目)
	審査官	3名 (技術開発調整官及び工事担当課、審査担当課 (いずれも補佐・専門官クラス))
	時間	15分~20分/1者
点数化方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各審査官が「良」、「可」、「否」の3段階で審査するとともに、多数決等により集約</li> <li>● 各視点毎の評価(「良」、「可」、「否」の数等)によりヒアリング係数を決定</li> <li>● ヒアリング係数は、3段階(1.0/0.5/0.0)</li> </ul>

#### 〔ヒアリング・技術評価の結果〕

業者名	標準点	加算点			施工体制評価点	技術評価点
		技術提案				
		加算点 (A)	ヒアリング係数 (B)	ヒアリング後加算点 (=A * B)		
A社	100	24	1.000	-	-	無効
B社	100	22	1.000	-	-	無効
C社	100	26	1.000	-	-	無効
D社	100	26	1.000	26.000	30	156.0
E社	100	26	1.000	26.000	30	156.0
F社	100	26	1.000	26.000	30	156.0
G社	100	27	1.000	27.000	30	157.0
H社	100	26	1.000	26.000	30	156.0

#### 〔ヒアリング対象社の意見〕

- 配置予定技術者の能力は、品質への影響が大きいので相応しいと考える。
- 本当に能力の高い技術者に対して、より高い評価を行えば施工により結果をもたらすと思う。
- 減点された場合、配置予定技術者の社内での立場が悪くなるのが予想される。
- 配置予定技術者は申請段階で他工事に従事していることも多く、現場に従事している技術者を現場から離すことは時間的、金銭的にも負担となる。
- 評価基準が明確でない。

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。



## (2) 技術者ヒアリングの効果と課題

### (3) 技術者ヒアリングに関する意見

		受注者(ヒアリング対象社)	発注者
効果	「技術提案の理解度」及び「監理能力」の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術提案の履行に際し、配置予定技術者としての具体的な考えと受注に対する意気込みを発注者側に示す事ができる。</li> <li>● ヒアリングを行うことにより、現時点での配置予定技術者の能力を即座に把握できる。</li> <li>● 工事に造詣の深い審査官によるヒアリングでは、受けるほうとしても安心できるし、詳細な評価でも納得できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリングは、技術提案書の補足説明をする場として必要であり、採否の通知をする際の根拠にもなるため有効である。</li> </ul>
	自己研鑽	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社内での事前準備により技術者自身の理解度や技術提案の熟度が増す。</li> <li>● ヒアリングにより相手に簡潔に伝える能力も養われ、技術者としての能力向上に繋がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリングに対する質問内容の準備は発注者としても技術力の研鑽につながる。</li> </ul>
課題	評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査員の評価指標がしっかりしていなければヒアリングによる評価をするべきではない。</li> <li>● ヒアリング係数に差がついておらず、有効ではない。</li> <li>● ヒアリング係数を技術提案の加算点に乗じて評価すると影響が過大となる。係数を乗じるのではなく、独立した評価項目として加算点を付与する方法の考えられる。</li> <li>● 結局は第一印象やプレゼン能力などで差を付けてしまうことになると思われる。また、技術者の監理能力を量るのにはヒアリング時間が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施工技術に焦点をあてた説明と現地に焦点をあてた説明とどちらを評価するか意見がわかれた。</li> <li>● 各社を公平に評価するため、統一的な質問をせざるを得ず、個々の技術的内容に踏み込みづらい面があった。</li> <li>● 統一的な質問に対する各社からの回答を比較評価しているので、プレゼン能力に左右される傾向にある。</li> <li>● ヒアリングで緊張した技術者が損をしている。持ち点が最高点であったが、ヒアリング係数が0であったために落札できなかった業者がいたこともあり、結果に反映され過ぎている。</li> </ul>
	対象者 ・ 審査体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術提案の作成は配置予定技術者のみで作成するのではなく、会社として作成しているため、作成した技術者が同席・発言しても良いのではないかと。また、配置予定技術者だけのヒアリングは個人に対してかなりの負担である。</li> <li>● 配置予定技術者は申請段階で他工事に専任していることも多く、技術者を現場から離すことが難しい。</li> <li>● 鋼橋の場合は、工場製作と架設で責任者が異なる。2名を対象とするか、架設に係る質問に限定すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術提案は会社としての評価であり、個人に対するヒアリング結果を係数として乗じるのに違和感がある。</li> </ul>
	事務 手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公告から落札決定までの期間が長いため、配置予定技術者の拘束期間も長くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 質問内容の準備、評価基準について個々に作成する必要があり、その負担から件数を絞らざるを得ない。</li> </ul>

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

## (2) 技術者ヒアリングの課題と今後の試行の方向性

### (1) 技術者ヒアリングの課題

- ◆ ヒアリング係数を3段階(1.0/0.5/0.0)で評価している試行工事では、ヒアリング参加社間のヒアリング係数に差がついていない。この結果に対し、発注者からは、ヒアリング係数を加算点に乘じることとしているため、ヒアリングの審査結果が落札結果に及ぼす影響が大きく、係数に差がつけにくいとの意見が挙げられている。
- ◆ 受・発注者双方から挙げられている課題として、ヒアリング結果は配置予定技術者の第一印象やプレゼン能力に左右される可能性もあるとの意見が挙げられている。
- ◆ また、ヒアリングの時間が短い場合や、ヒアリング参加社間の公平性に配慮した場合には、技術的な内容に踏み込んだ確認が困難であるとの意見も挙げられている。
- ◆ 「技術提案に対する理解度」のヒアリングは配置予定技術者のみを対象とすることを基本として試行されているが、受注者側からは以下のような実態を考慮してほしいとの要望が挙げられている。
  - 技術提案は企業(組織)として作成するものであり、必ずしも配置予定技術者が作成時点で関与しているものではない。
  - 申請書の提出時点においては、配置予定技術者が他工事に専任している場合も多く、技術者を現場から離すことは困難である。
  - 配置予定技術者個人に対する負担・プレッシャーが過大となり過ぎる。

## (2) 技術者ヒアリングの課題と今後の試行の方向性

### (2) 平成25年度の試行の方向性

- ◆ 試行工事で挙げられた課題を踏まえ、ヒアリング対象社数、対象技術者、発注者の審査体制、ヒアリング時間等の観点から多面的な工夫を加えて試行を継続することとする。
- ◆ 例えば、以下のような方法で技術者ヒアリングを試行し、効果と課題の洗い出しを行うことも考えられる。
  - 十分な審査体制・ヒアリング時間を確保し、厳格な審査が可能となるよう、段階選抜方式におけるヒアリング対象社数を厳選
  - ヒアリング結果が係数に反映されるように係数を細分化

#### [ ヒアリング試行事例の比較 (参考) ]

		ヒアリング事例1 (鋼橋上部工事:非WTO)	ヒアリング事例2 (トンネル工事:WTO)	ヒアリング事例3 (函渠工事:WTO)	ヒアリング事例4 (トンネル工事:WTO)
ヒアリング対象社		11社	10社	7社	8社
体制	技術者	1名	1名	1名	最大2名(必要に応じて)
	発注者	3名	3名	5名	3名
ヒアリング時間		20分/1者	50分/1者	45分/1者	15分~20分/1者
評価方法		3段階(1.0/0.5/0.0)	3段階(1.0/0.5/0.0)	係数を細分化して付与	3段階(1.0/0.5/0.0)
ヒアリング結果		係数に差が付いていない。	係数に差が付いていない。	係数に差が付いている。	係数に差が付いていない。

※段階選抜方式を併用しているため、選抜社がヒアリング対象社となる。

# (3) 下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行

目的：受注者から下請負人への適切な支払いを担保することで下請負人へのしわ寄せを防止

対象工事：特定専門工事審査型総合評価落札方式を実施する工事

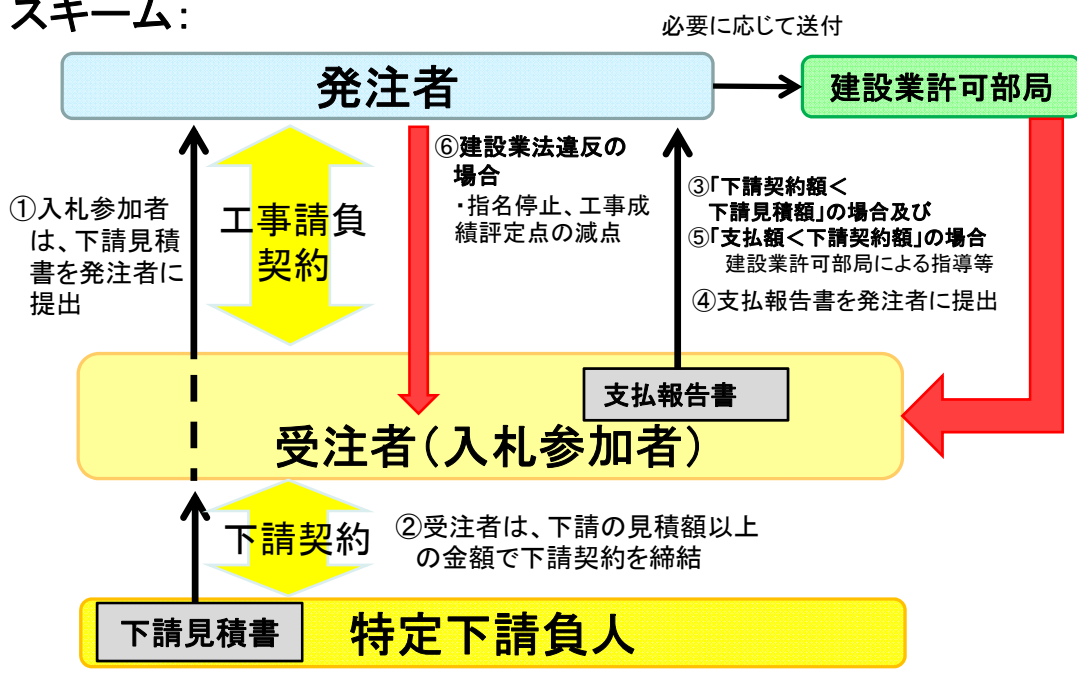
- 特定専門工事とは、法面処理工、杭基礎工、地盤改良工、海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。)のいずれかを含む専門工事が工事全体に占める重要度の高い工事

試行概要：

- ① 入札参加者は、特定下請負人※から提出された見積書を入札時に発注者へ提出(入札条件)
- ② 受注者は、特定下請負人から提出された見積書の見積額以上の金額で下請契約を締結(工事請負契約書で義務付け)
- ③ 下請の見積額を下回る下請契約を締結した場合には、建設業許可部局による指導等
- ④ 受注者は、特定下請負人に対する支払いに関する報告書を発注者に提出(工事請負契約書で義務付け)
- ⑤ 下請契約額を下回る支払いを行った場合には、建設業許可部局による指導等
- ⑥ 建設業法違反の場合、発注者による指名停止及び工事成績評定点の減点

注：③下請の見積もりを下回る下請契約を締結した場合及び⑤下請契約額を下回る支払いを行った場合には、発注者は受注者に対し、理由書の提出を求めた上で、建設業許可部局へ送付する。

スキーム：



○ 平成24年度試行工事の概要(平成24年度公告案件)

地方整備局等	件数	取組の概要
北海道	1件	一般土木
関東	1件	一般土木
中国	1件	一般土木
四国	1件	一般土木
九州	3件	一般土木

# (参考)特定専門工事審査型総合評価方式

○専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、**入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価**する総合評価方式

## 【対象工事】

- ・**法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事**(海上工事については、いずれかの工種に限る)のいずれかを含む専門工事(特定専門工事)が、工事全体に占める重要度が高い工事

## 【評価項目】

- ・評価項目は、**特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定**

## 【配点割合】

- ・特定専門工事部分に係る加算点の割合は、施工体制評価点を除く**加算点全体の50%未満となる範囲**で、工事全体に占める特定専門工事部分の重要度に応じて適切に設定

### ➤技術評価点(加算点)の配点割合(イメージ)

(技術提案評価型S型)

加算点(70点)		施工体制審査点 (30点)
技術提案 (50点)	施工能力等 (20点)	
特定専門工事に 係る技術提案	特定専門工事業者 ・施工実績 ・配置予定技術者 等	

加算点全体の50%未満

## 【審査・評価方法の留意点】

- ・**特定専門工事部分についての技術提案を求める**
- ・原則として、入札参加者(元請)及び**特定専門工事業者双方の配置予定技術者よりヒアリングを実施**  
※特定専門工事業者のヒアリングへの同席は、任意の協力によるものとする

## 【その他】

- ・特定専門工事業者の選定や特定専門工事部分の施工等について、**落札者(元請)の責任において行われるもの**
- ・やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更を認めるものではない
- ・**下請負人の見積を踏まえた入札方式**の試行対象

### ○平成24年度試行工事の概要(平成24年度公告案件)

地方整備局等	件数	取組の概要
北海道	2件	一般土木
関東	1件	一般土木
北陸	1件	一般土木
中国	1件	一般土木
四国	1件	一般土木
九州	3件	一般土木

## (4)若手技術者評価型試行工事の検討

- ①建設投資の減少に伴う受注競争の激化
- ②若年入職者の減少 ⇒ 世代交代による技術継承の危機  
⇒ 優秀な技術者の確保・育成が必要

○一方、総合評価落札方式においては、配置予定技術者の工事实績等を重視した評価となっているため、若手技術者を配置しにくいとの声。

⇒ 各地整において若手技術者支援対策を実施

地方整備局等	内容	H24試行件数
北海道	経験豊富な技術者を指導・補佐役として配置した場合に加点対象として評価 等	24件
関東	資格要件において現場代理人、担当技術者としての施工実績も監理(主任)技術者と同等に評価	全件対象
北陸	経験豊富な技術者を指導・補佐役として配置した場合に加点対象として評価 等	31件
中部	総合評価において現場代理人、担当技術者としての施工実績を監理(主任)技術者としての実績と同等に評価 等	全件対象
近畿	総合評価において現場代理人としての施工実績を監理(主任)技術者としての実績の1/2として評価	0件 ※H25より試行予定
中国	総合評価において現場代理人、担当技術者としての施工実績を監理(主任)技術者としての実績と同等に評価 等	140件
四国	総合評価において現場代理人としての施工実績を監理(主任)技術者としての実績と同等に、担当技術者としての施工実績を監理(主任)主任技術者としての実績の1/2として評価	514件
九州	経験豊富な技術者を指導・補佐役として配置した場合に加点対象として評価 等	640件